

# 埼玉県農業技術研究センター化学物質管理要綱

平成 28 年 5 月 24 日 所長決裁  
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、埼玉県農業技術研究センター(以下「センター」という。)における化学物質の適正な使用、管理及び労働災害防止のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「化学物質」とは、次の各号に掲げる物(治療及び診断に用いる医療用医薬品を除く。)の総称をいう。

- 一 特定化学物質 労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)別表第 3 に掲げる物
  - 二 有機溶剤 労働安全衛生法施行令別表第 6 の 2 に掲げる物
  - 三 危険物 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)別表第 1 に掲げる物
  - 四 高圧ガス 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 2 条に規定する物
  - 五 第一種指定化学物質 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成 12 年政令第 138 号。以下「PRTR 法施行令」という。)別表第 1 に掲げる物
  - 六 第二種指定化学物質 PRTR 法施行令別表第 2 に掲げる物
  - 七 揮発性有機化合物(VOC) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 4 項に規定する物
  - 八 特定悪臭物質 悪臭防止法施行令(昭和 47 年政令第 207 号)第 1 条に規定する物
  - 九 有害物質 水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)第 2 条に掲げる物
  - 十 毒物及び劇物 別に定める埼玉県農業技術センター毒物及び劇物管理要領による
  - 十一 前各号に掲げる物のほか、第 6 条に規定する化学物質総括管理責任者が化学的な有害性又は危険性を有するものとして定める物
- 2 労働災害防止のためリスクアセスメントの対象化学物質は労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に掲げる物質とし、このほかの物質についてもリスクアセスメントを行うよう努めることとする。
- 3 この規程において「作業場」とは、化学物質を取り扱う実験室等をいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 センターにおける化学物質の使用、管理及び労働災害防止については、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)その他の関係法令及び安全衛生委員会等の設置及び運営に関する要綱、その他センター内の規程等(以下「関係法令等」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(化学物質を取り扱う職員の責務)

第 4 条 化学物質を取り扱う職員は、第 8 条に規定する化学物質担当管理責任者が

講じる措置及び指示に従うとともに、関係法令等に定めるところにより、化学物質の適正な使用及び管理に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、化学物質を取り扱う職員は、化学物質を研究所で研修する者等に取り扱わせる場合には、関係法令等を遵守し、並びに化学物質を適正に使用及び管理するよう指導に努めなければならない。

(化学物質のリスク低減)

第5条 センターで扱う化学物質の持つ危険性や有害性を特定し、職員への危険または健康障害を生じるおそれを見積もり、リスクの低減対策に努めなければならない。

- 2 リスクアセスメントは対象物質を新たに使用するとき、または新たな使用方法や作業手順で使用するときに行う。
- 3 リスクアセスメントの結果は職員に周知しなければならない。

## 第2章 安全管理委員会の設置と任務

(安全管理委員会)

第6条 センターにおける化学物質の適正な使用及び管理に関する調査、審議及び連絡調整を行うために、化学物質安全管理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 安全委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。
  - (1) 委員長はセンター副所長をもって充て、委員会を主催する。また、委員長が事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
  - (2) 委員は、センター職員から、所長が指名する。
  - (3) 委員会の事務局は企画担当に置く。
  - (4) その他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
- 2 委員会は、委員長がセンター所長から化学物質の適正な使用、管理及び労働災害防止に関する調査及び検討の依頼を受けたとき、及び委員長が必要と認めた場合に招集する。
- 3 委員会は、前項の規定による調査及び検討の結果についてセンター所長に報告するとともに、必要があると認めるときは助言する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、第8条に規定する化学物質担当管理責任者に報告を求めることができる。

## 第3章 管理責任体制

(化学物質総括管理責任者)

第7条 所長の命を受け、センターにおける化学物質の適正な使用、管理及び労働災害防止について総括させるため、センターに化学物質総括管理責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。総括責任者には、委員会の委員長をもって充てる。

(化学物質担当管理責任者)

第8条 作業場における化学物質の適正な使用、管理及び労働災害防止に関する業務を統括管理し、他の職員を指揮させるため、化学物質担当管理責任者（以下「担当責任者」という。）を置く。

(保護具着用管理責任者)

第9条 リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減の措置として、化学物質を

取り扱う職員に保護具を使用させるときは、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させるため、保護具着用管理責任者を置く。

#### 第4章 安全確保のための措置

##### (保管)

第10条 担当責任者は、地震等の災害による事故を未然に防ぐため、保管庫内の化学物質の転倒又は転落を回避するための措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、担当責任者は、発火のおそれがある化学物質を保管する場合は、保管庫内の化学物質の発火を回避するための措置を講じなければならない。

3 担当責任者は、前二項の規定に基づく化学物質のうち別に定める物の保管状況を把握し、関係法令等に基づき適切に管理するとともに、別に定めるところにより管理しなければならない。

##### (廃棄)

第11条 担当責任者は、使用する見込みのない化学物質については、関係法令等の定めるところにより、速やかに廃棄しなければならない。

##### (点検)

第12条 担当責任者は、作業場における化学物質の取り扱い及び管理の状況について毎年度、所定の時期に点検を行い、その結果を記録し保管するとともに、必要に応じ改善等の措置を講じなければならない。

2 担当責任者は、毎年度、所定の時期に前項の点検の結果(改善等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容を含む。)について、総括責任者に対し報告しなければならない。

#### 第5章 危機管理

##### (法令違反等への対応)

第13条 総括責任者は、第5条第3項の規定に基づく委員会からの報告等により、作業場における化学物質の使用及び管理について、この規程及び関係法令等の定めに違反する事実があると認めるとき、又は安全衛生管理上必要があると認めるときは、担当責任者に対し改善措置を講ずるよう指示することができる。

2 担当責任者は、前項の指示を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を総括責任者に報告しなければならない。

3 総括責任者は、担当責任者が前項に定める措置を講じない場合又は講じた措置の内容が不十分である場合は、その旨を所長に報告するものとする。

4 所長は、前項の報告を踏まえ、必要があると認めるときは、担当責任者に対し化学物質の全部又は一部について、その使用の停止を命ずることができる。

##### (災害等発生時の対応)

第14条 化学物質を取り扱う職員は、化学物質による災害、事故若しくは保健衛生上の危害が生じ、若しくは生じるおそれがあるとき、又は化学物質の盗難若しくは所在不明が生じたときは、直ちに担当責任者を通じて総括責任者に通報しなければならない。

2 担当責任者は、前項の通報があつたときは、直ちに総括責任者に通報するとともに、必要な措置を講じ、総括責任者に措置の内容及び結果を遅滞なく報告しなければ

ばならない。

- 3 総括責任者は、前項の通報及び報告を踏まえ、必要があると認めるときは、所長に通報及び報告するとともに、担当責任者に対し改善措置を講ずるよう指示することができる。

## 第6章 雑則

(雑則)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、化学物質の適正な使用及び管理のために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 化学物質安全管理要綱

### 連絡体系図

